

豊島区旅館業法施行条例の改正素案
主な改正内容

- 1 営業従事者の常駐義務及び常駐用設備の設置
- 2 玄関帳場（フロント）の設置義務（代替要件は削除）
- 3 申請前に事業計画について事前周知を義務付け
- 4 施設の名称、営業の種別、営業者の名称、連絡先の標識掲示義務
- 5 騒音・臭気等の発生の防止及び宿泊者への説明義務
- 6 苦情発生時の対応及び協議の場を求められた場合の対応義務
- 7 廃棄物の適正処理を義務付け
- 8 海外在住営業者に対する日本国内在住代理人の選任義務
- 9 サウナ室を設ける場合における設備の設置
- 10 指導又は助言、勧告・公表の規定を追加

その他、所要の文言の整理

【参考】豊島区旅館業法等の施行に関する規則（改正素案）

申請書の添付書類の追加など

- ・用途変更後の建築基準関係規定への適合確認するための書類
- ・一般廃棄物の収集・運搬等に関する契約書の写し

他

その他、所要の文言の整理